

国際予備審査機関 S E	スウェーデン知的所有権庁 (P R V)	附属書 S E									
予備審査手数料 (PCT規則58) ¹	スウェーデン・クローナ (SEK)	5,000									
追加の予備審査手数料 (PCT規則68.3) ²	SEK	5,000									
取扱手数料 (PCT規則57.1) ³	SEK	1,940 (1,850) ⁴									
国際予備審査報告に列記された文献の写しのための手数料 (PCT規則71.2)	<p>国際予備審査報告に列記された文献は、すべてP R Vのオンラインサービス「Cited Documents」から無料で利用することができる (https://www.prv.se/en/patents/patent-online-services/)。</p> <p>列記された文献は更に、次の費用で紙形式による注文ができる</p> <table> <tr> <td>10頁未満の場合</td> <td>SEK</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>10頁の場合</td> <td>SEK</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>更に10頁を超える各頁につき</td> <td>SEK</td> <td>2</td> </tr> </table>		10頁未満の場合	SEK	0	10頁の場合	SEK	50	更に10頁を超える各頁につき	SEK	2
10頁未満の場合	SEK	0									
10頁の場合	SEK	50									
更に10頁を超える各頁につき	SEK	2									
国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料 (PCT規則94.2)	<table> <tr> <td>10頁未満の場合</td> <td>SEK</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>10頁の場合</td> <td>SEK</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>更に10頁を超える各頁につき</td> <td>SEK</td> <td>2</td> </tr> </table>		10頁未満の場合	SEK	0	10頁の場合	SEK	50	更に10頁を超える各頁につき	SEK	2
10頁未満の場合	SEK	0									
10頁の場合	SEK	50									
更に10頁を超える各頁につき	SEK	2									
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	<p>過誤又は超過の料金は払い戻す</p> <p>PCT規則58.3に規定する場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> －PCT規則54.4及び58の2.1(b)の場合：100%払戻し －PCT規則60.1(c)の場合：必要な送付手数料を差し引いた額を払い戻す <p>国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：100%払戻し</p>										
異議申立手数料 (PCT規則68.3(e))	なし										
国際予備審査のために受理する言語	デンマーク語、英語、フィンランド語、フランス語 ⁵ 、ノルウェー語及びスウェーデン語										
審査をしないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、スウェーデンの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。										

[次頁に続く]

- 1 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。
- 2 この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。
- 3 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される(附属書C(I B)参照)。
- 4 括弧内の額は2021年6月1日から適用される。
- 5 デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー若しくはスウェーデンの受理官庁に行われた又はこれらの国のために行動する受理官庁に行われた国際出願の場合、フランス語は受理されない。

S E

スウェーデン知的所有権庁
(P R V) (続き)

S E

委任状の提出要件の放棄

国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？

している⁶

別個の委任状が要求される特別の状況

代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式又は国際予備審査請求書様式に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時

国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？

している⁶

包括委任状の写しが要求される特別の状況

代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式又は国際予備審査請求書様式に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時

6 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。